

2019年11月通常会議 議案と請願に対する討論

2019年12月20日

柏木 敬友子

私は、日本共産党大津市会議員団を代表して、

[議案第177号](#) 指定管理者の指定について(大津市木戸つどいの広場)

[議案第178号](#) 指定管理者の指定について(大津市東部つどいの広場)

[議案第179号](#) 指定管理者の指定について(大津市立障害者福祉センター)

[議案第181号](#) 指定管理者の指定について(志賀聖苑及び大津聖苑)

に対する賛成討論、

ならびに

[議案第160号](#) 令和元年度大津市一般会計補正予算(第6号)について

[議案第170号](#) 大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

[議案第172号](#) 大津市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

[議案第182号](#) 指定管理者の指定について(市営住宅及び共同施設)

に対する反対討論、

及び、

[請願第7号](#) 地域に格差を生む「実施案」ではなく、等しく市民サービスが受けられるよう36の「支所」と「公民館」を維持・発展させることを求める請願

についての賛成討論を行います。

まず、議案第177号、議案第178号、議案第179号についてです。

これらの議案は、子育て支援のためのつどいの広場2カ所と市障害者福祉センターの指定管理者を指定するものです。

指定管理者制度は、民間のノウハウを生かすことと併せて、経費を削減することを目的とされています。しかし、これら3カ所の施設は、今回も現指定管理者1団体だけが手を上げるという結果になったように、現状の予算で新たに本事業を請け負う事業者は、ほぼいないということではないでしょうか。それぞれの施設の持つ役割を果たし、目的を達成する事業を行いながら一事業者が更新を繰り返すのでは経費の圧縮には限界があります。

大津市には、市民サービスや業務を担う職員の労働条件を維持向上させる責任があり、このまま指定管理者制度を更新していくことが適切なのか、検討が必要な時期にきていると考えるものです。次期更新時までには評価・検証を行い、今後について庁内でしっかりと議論されることを求めて、これら議案に賛成します。

次に議案第181号 についてです。

本議案は、志賀聖苑及び大津聖苑の指定管理者の指定を行うもので、新しい事業者が選定されて

います。

現在、管理運営を行っている事業者は今回応募されず、その理由は、指定管理料が、火葬料金の値上げや利用件数の増加による収益増を見込んで大幅に減額され、その金額では運営が困難との判断によるものと聞き及びます。新しい事業者に変わったとしても、そのような指定管理料で適切な運営が出来るのか、大いに不安を感じるどころです。市民福祉に不可欠な事業であり、業務の質を低下させることなく、むしろ充実させることが必要です。

様々なトラブルなどに対応する責任体制の明確化をしっかりと行うことと、業務内容だけでなく職員の労働条件の保障など、これまで以上に市がしっかりとチェックを行なっていくことを求めて、本議案に賛成いたします。

次に議案第 160 号 補正予算について、関連する議案第 170 号、議案第 182 号とあわせて討論します。

本補正予算案には、次世代を担う農業者の経営確立の支援に係る事業費や、消防車両整備費が追加されるなど評価すべき点もあります。

しかし、議員報酬の引き上げを行おうとする議案第 170 号に伴う費用が計上されています。人事院勧告を尊重する必要性は認識していますが、行財政改革の名のもとで、全庁的に経費削減が推進され、市民サービスが次々に縮小、廃止されるなど、市民に負担を押しつけながらの議員報酬の引き上げは、市民の理解が得られないと考えます。

また、本補正予算案には議案第 182 号 市営住宅の指定管理料が債務負担行為で計上されています。民間事業者には競争性が求められ、サービスを向上させながら収益をあげようとするれば、安上がりの労働に頼ることになります。市営住宅は、住まいの確保に困窮する市民を支えるためのものであり、福祉的対応も求められ、そもそも指定管理者制度で管理すること自体そぐわないものと考えます。共益費の徴収まで指定管理者に行わせ、それに応じて収益が左右されることになれば、過度の徴収対応に繋がりがねません。住まいは生活の基本であり、人権という立場から、入居者の生活状況を把握し必要な手立てをとるとする市の責任を果たすためにも市がこれまで通り対応すべきと考えます。

よって議案第 160 号並びに関係する議案第 170 号、議案第 182 号に反対します。

次に議案第 172 号 についてです。

本議案は、認定こども園の職員資格要件に関する規定を緩和するものです。

認定こども園は、保育園と幼稚園の役割を兼ね備えた施設であり、その運営には専門的な見識が求められます。条例で定められている要件は、子どもの発達、生活、就学前教育が豊かに実践されるために必要不可欠であるからこそ定められたものです。しかし、人員確保が困難であるため、その要件を満たさなくてもよいとする期間を 10 年に延長するという事は、その間、保育の質が確保されないこととなります。

待機児童や全国的な保育士不足の解消が喫緊の課題ではありますが、子どもの命に関わる現場の要件を規制緩和するべきではありません。よって本議案に反対します。

最後に請願第 7 号 についてです。

市民センター機能のあり方について、来年 4 月からの支所機能の削減は、市民や議会からの批判

や問題点の指摘を受け、実施が1年間延期されました。しかし、実態にそぐわない業務量調査により、今年4月から支所の職員配置は大幅に削減されています。その結果、窓口では大きな混乱を引き起こし、市民サービスは低下、職員は休憩時間すらとれない状況となっています。年明け2月には税の申告など繁忙期を迎えます。本請願が求めている「市職員配置の拡充」は、今後の市民センターのあり方としてだけでなく、喫緊に対応すべきの課題です。

18日の公共施設対策特別委員会では、請願にある「社会教育施設としての機能を維持し、生涯学習の場を保障すること」を取り上げ、コミュニティセンター条例が可決されたからと請願採択に反対する意見が述べられましたが、いま、いじめや子どもや高齢者への虐待、LGBTをはじめとした差別、引きこもりなど社会問題が深刻化し、市長部局のみならず教育委員会の果たす役割はますます拡大しています。これまで大津市が取り組んできた各小学校区の公民館活動によって、人権を尊重するまちづくりの歴史が引き継がれてきました。人権の保障やそのための教育活動を、地域まかせにすることは公の責任を放棄するものであり、いまからでも条例に社会教育を位置づけ、市の果たすべき役割を明確にするべきと考えます。

市の責任は、支所機能、公民館機能だけでなく防災機能でも問われています。市民センター機能の見直し実施案では、防災体制についても地域の自主防災まかせとなっています。近年大災害が連続して起きていますが、被害が甚大化している要因の1つとして、自治体職員の大幅削減による事前、発災直後の対策の遅れが指摘されています。公助が果たされてこそ自助・共助が発揮されるものであり、減災に向けた対策や災害に備える体制づくり、災害時の避難指示ならびに避難者の保護、生活再建など市が主体的に、地域に根差して取り組むことなしに市民は守れません。

市議会は、請願に込められた市民の切実な願いを受け止め、応えるべきです。

最後に申し上げます。コミュニティセンター条例は、市が来年4月からの実施に固執し、市民や議会を無視して、撤回、取り下げなど混乱を生じさせながら、特別会議で強行に成立させたものです。現在も市民の不信が払拭されたとは言えず、さらに不安や心配が広がっています。こうした事態を重く受け止め、市民のまちづくりへの思いを大切にしながら、市民センター機能のあり方実施案を撤回し、あらためて、市内どこに住んでも誰もがいきいきと暮らせる大津市の実現へ、市民と力を合わせてまちづくりを進めていくべきと考えます。

本請願への議員のみなさんの賛同を呼びかけ、すべての討論を終わります。